交付国債受贈益の受取額		123,500,000,000
資金交付費の支払額	△	137,100,000,000
政府交付金収入の受取額		47,000,000,000
利息の受取額		265,016,736
利息・機構債発行費の支払額	△	3,237,135,967
国庫納付金の支払額	△	306,477,545,596
法人税等の支払額	△	192,000
事業活動によるキャッシュ・フロー		22,748,269,685
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△	1,049,000,000,000
定期預金の払戻による収入		1,023,900,000,000
有価証券の取得による支出	△	264,300,000,000
有価証券の償還による収入		282,400,000,000
投資有価証券の取得による支出	△	97,276,550,000
有形及び無形固定資産の取得による支出	△	78,065,593
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	104,354,615,593
フリーキャッシュ・フロー（Ⅰ＋Ⅱ）	△	81,606,345,908
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入		200,000,000,000
短期借入金の返済による支出	△	200,000,000,000
機構債の発行による収入		300,000,000,000
機構債の償還による支出	△	300,000,000,000
リース債務の返済による支出	△	443,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	443,300
Ⅳ　資金減少額（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）	△	81,606,789,208
Ⅴ　資金期首残高		108,210,247,458
Ⅵ　資金期末残高（Ⅳ＋Ⅴ）		26,603,458,250

○重要な会計方針等

1　有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　譲渡性預金

個別法による原価法によっている。

⑵　満期保有目的の債券（国債、政府保証債、公募地方債、公社・公団債、事業債）

償却原価法（定額法）によっている。

2　固定資産の減価償却方法

⑴　有形固定資産

定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

⑵　無形固定資産

定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

3　機構債発行差額の処理方法

機構債発行差額については、機構債の償還期間にわたり均等償却している。

4　引当金の計上基準

⑴　賞与引当金

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上している。

⑵　退職給付引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、役員退職手当支給規程等に基づき、自己都合期末要支給額を基準として計上している。

5　その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

⑵　収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

⑶　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金及び要求払預金からなっている。

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	317,603,458,250円
（定期預金）	△291,000,000,000円
資金期末残高	26,603,458,250円

⑷　交付国債受贈益及び資金交付費の内容

令和８年１月26日及び令和８年３月31日に、東京電力ホールディングス株式会社に対して、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（以下「法」という。）第42条第１項等の規定により資金援助の決定を行った額160,743百万円（総額）を計上している。

⑸　法第59条第４項の規定による国庫納付

法第59条第４項の規定により、令和７事業年度において生じた当期純利益を国庫に納付することとなるため、当該年度末の貸借対照表に未払国庫納付金として、当該年度末における利益の処分後のものを計上している。

⑹　特別負担金収入の内容

令和８年３月31日に、東京電力ホールディングス株式会社に対して、法第52条第５項の規定により令和７事業年度の特別負担金額として通知を行った額40,000百万円を計上している。

⑺　資産除去債務の内容

令和５年度に入居した建物について不動産定期賃貸借契約に基づき原状回復義務が発生することから、資産除去債務を計上している。資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間については賃貸借契約期間満了日までとして計算している。

当事業年度において計上した資産除去債務、当事業年度末における資産除去債務残高は111,909,164円である。

⑻　廃炉等積立金の管理及び運用の内容

法第55条の３から同条の９の規定により、東京電力ホールディングス株式会社より積み立てられた廃炉等積立金について、「廃炉等積立金管理運用基本方針」及び「廃炉等積立金の取戻しに関する計画」に基づき、管理及び運用を行っている。

⑼　特定原子力損害賠償仮払金勘定の表示内容

法第58条の２の規定により、廃炉等積立金に係る経理（廃炉等積立金勘定）、同法第35条第２項の業務に係る経理（特定原子力損害賠償仮払金勘定）及びその他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分して整理しているが、特定原子力損害賠償仮払金勘定については、原子力損害の賠償に関する法律第17条の８第１項の規定に基づく事務に係る資金の収入及び支出は発生しておらず、記載すべき資産、負債及び純資産も存在しないため、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書において、表示すべき内容はない。